

2026 年 8 月 27 日

東北労働金庫

「マルチステークホルダー方針」の更新について

東北労働金庫は、協同組織経営において、労働組合・生活協同組合・その他の労働者の団体等の会員および組合員の皆さま、地域社会の皆さま、業務全般にわたる取引先の皆さま、行政、職員をはじめとする多様なステークホルダーとの適切な協働に取り組むため、「マルチステークホルダー方針」を制定し、2025 年 3 月 3 日に公表しております。

今般、2026 年 6 月 25 日に開催いたしました第 23 回通常総会において役員改選が行われ、代表者が変更になりましたので、「マルチステークホルダー方針」についても更新し、公表いたします。

記

1. 更新日

2026 年 8 月 27 日（木）

2. 「マルチステークホルダー方針」

別紙の通り

以 上

「マルチステークホルダー方針」

当金庫は、協同組織経営において、労働組合・生活協同組合・その他の労働者の団体等の会員および組合員の皆さま、地域社会の皆さま、業務全般にわたる取引先の皆さま、行政、職員をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、職員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当金庫は、経営資源の成長分野への重点的な投入、職員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、自組織の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、職員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、職員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについては、社会情勢や経営状況を踏まえ、労使間の真摯な対話により決定してまいります。また、賃上げの実施により労働環境を整備するとともに、「働き方改革」や「健康経営」の推進により、働きがいを感じられる組織風土の醸成に取り組んでまいります。教育訓練等については、「ろうきんの理念」の体現に向けて、福祉金融事業に携わる職員としての「専門性」「創造性」「自主性」を備えるべく、OJT・Off-JT・自己啓発を通じた能力開発に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当金庫はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/156481-11-00-miyagi.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年3月3日

(令和8年8月27日 代表者変更による更新)

東北労働金庫 理事長 才村 泰彦